

提供する設備等の内容	加算金額
建物にエレベーターが設置されている。	2,600円
エレベーターが設置されている建物において、敷地境界から登録住宅までの動線上の（エレベーターが関与しない）段差部分に手すりが設置されている。	240円
エレベーターが設置されていない建物において、敷地境界から登録住宅までの動線上の階段及び段差部分に手すりが設置されている。	240円
浴室に手すりが設置されている。	240円
トイレに手すりが設置されている。	240円
玄関に手すりが設置されている。	240円
敷地境界から建物入口までの動線がフラット化されている、又は敷地境界から建物入口までの動線にある段差がスロープになっている。	210円
居室の玄関にスロープが設置されており、かつ、居室内がフラット化されている。	300円
浴槽の深さが50cm以上60cm以下である。	480円
玄関ドアがレバー式である。	380円
浴室戸が折れ戸又は引き戸である。	630円
玄関が引き戸である。	720円
柱等の角にコーナークッションが取り付けられ、小児等の激突に備えられている（1か所当たり）。	120円
便器が洋式である。	650円
トイレが幅120cm以上、奥行150cm以上である。	210円
便座が暖房便座かつ温水洗浄便座付きである。	650円
ヒートショック現象予防のため、浴室暖房器が設置されている。	1,250円
熱中症予防のため、冷暖房設備が設置されている。	1,000円
居住者が誰でもいつでも使用することができる20㎡以上の集会室がある。	1,500円
入居者の死亡及び家賃の滞納等に対応するため、賃貸住宅管理費用保険に加入している。	300円